

佐賀市立城南中学校いじめ防止基本方針

はじめに

「いじめは、どの学校でも、どの学級にも、どの生徒にも起こりうる」という基本認識に立ち、本校生徒が「楽しく安心して豊かな学校生活を送ることができる」いじめのない学校を作るために「佐賀市立城南中学校いじめ防止基本方針」を策定した。

1 「いじめ」とは、

「いじめ」とは、児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの。

学校では、「いじめ」を訴えてきた生徒の立場に立ち、この「いじめ」の定義に関わらず、その訴えを真摯に受け止め、生徒を守るという立場に立って事実関係を確かめ、対応に当たる。

2 本校における、いじめ防止のための基本的な姿勢

- 学校内、学年内、学級内にいじめを許さない雰囲気を作ります。
- 生徒、教職員の人権感覚を高めます。
- 生徒と教員の校内における温かな人間関係を築きます。
- いじめを早期に発見し、適切な指導を行い、いじめの問題を早期に解決します。
- いじめ問題について保護者・地域そして関係機関との連携を深めます。

3 いじめを未然に防止するために

〈生徒に対して〉

- ・生徒一人一人が認められ、お互いに大切にしたい、学級の一員として自覚できるような学級づくりを行う。また、学級のルールを守るといった規範意識の醸成に努める。
- ・わかる授業を行い、生徒に基礎・基本の定着を図るとともに学習に対する達成感・成就感を育てる。
- ・思いやりの心や「生徒一人一人がかけがえのない存在である」といった、命の大切さを道徳の時間や学習の時間を通して育む。
- ・「いじめは決して許されないこと」という認識を生徒が持つような様々な活動の中で指導する。
- ・見て見ぬふりをすることは「いじめ」をしていることにつながることや、「いじめ」を見たら、他の先生方や友達に知らせたり、やめさせたりすることの大切さを指導する。その際、知らせることは決して悪いことではないことも合わせて指導する。

〈教員に対して〉

- ・生徒一人一人が、自分の居場所を感じられるような学級経営に努め、生徒との信頼関係を深める。
- ・生徒の自己実現が図られるよう、子どもが生きる授業を日々行うことに努める。

- ・生徒の思いやりの心や命の大切さを育む道德教育や学級指導の充実を図る。
- ・「いじめは決して許さない」という姿勢を教員が持っていることを、様々な活動を通して生徒に示す。
- ・生徒一人ひとりの変化に気づく敏感な感覚を持つように努める。
- ・生徒や保護者からの話を親身になって聞く姿勢を持つ。
- ・いじめの構造やいじめ問題の対処等について理解を深める。人権意識を磨き、自己の言動を振り返るようにする。
- ・問題を抱え込まないで、管理職への報告や学年や同僚への協力を求める意識を持つ。

〈学校全体として〉

- ・全教育活動を通して、「いじめは絶対に許されない」という土壌をつくる。
- ・いじめに関するアンケート調査を全生徒に毎月実施し、結果から生徒の様子の変化などを教職員全体で共有する。また、アンケート調査を全保護者に年1回実施し、家庭における変化などからいじめの早期発見に努める。
- ・いじめ問題に関する校内研修を行い、いじめについて本校教職員の理解と実践力を深める。
- ・校長が、いじめ問題に関する講話を全校朝会で行い、学校として「いじめは絶対に許されないこと」ということと、「いじめに気づいたときには、すぐに担任をはじめ周りの大人に知らせることの大切さ」を生徒に伝える。
- ・生徒会と連携しながらいじめ問題について取り組み、意識の向上を図る。
- ・いつでも、誰にでも相談できる体制の充実を図る。

〈保護者・地域に対して〉

- ・生徒が発する変化のサインに気づいたら、学校に相談することの大切さを伝える。
- ・いじめ問題の解決には、学校・家庭・地域の連携を深めることが大切であることを学校だより、ふれあい道德などで伝え、理解と協力をお願いする。
- ・学校運営協議会にて、学校の取組や現状を伝え、協力並びに意見を伺う。

4 「いじめ」の早期発見・早期対応について

〈早期発見に向けて…「変化に気づく」〉

- ・生徒の様子を担当をはじめ多く教員で見守り、気づいたことを共有する場を設ける。
- ・様子に変化が感じられる生徒には、教員は積極的に声をかけ生徒に安心感を持たせる。
- ・アンケート調査等を活用し、生徒の人間関係や学校生活の悩み等の把握に努め、ともに解決していこうとする姿勢を示して、生徒との信頼関係を深める。

〈相談ができる…「誰にでも」〉

- ・いじめに限らず、困ったことや悩んでいることがあれば、誰にでも相談できることや相談することの大切さを伝えていく。
- ・いじめられている生徒や保護者からの訴えには、親身になって聞き、生徒の悩みや苦しみを受け止め、生徒を支え、いじめから守る姿勢を持って対応することを伝える。
- ・いじめられている生徒が自身や存在感を感じられるような励ましを行う。
- ・いじめに関する相談を受けた教員は、管理職に報告するとともに「いじめ防止対策委員会」を通して校内で情報を共有するようにする。

〈早期の解決を…「傷口は小さいうちに」〉

- ・教員が気づいた、あるいは生徒や保護者から相談があった「いじめ」について、事実関係を早期に把握する。その際、被害者、加害者といった二者関係でなく構造的問題と捉える。
- ・事実関係を把握する際には、学校として組織的な体制の下に行う。
- ・いじめている生徒に対しては、「いじめは絶対に許さない」という姿勢で臨み、まず、いじめることをやめさせる。
- ・いじめが「どれだけ相手を傷つけ、苦しめるか」について気づかせるような指導を行う。
- ・いじめてしまう気持ちを聞き、その生徒の心の安定を図る指導を行う。
- ・事実関係を正確に当該の保護者に伝え、学校での指導、家庭での対応の仕方について、学校と連携しあっていくことを伝える。
- ・いじめが確認された場合は、保護者に事実関係を伝え、いじめを受けた生徒と保護者に対する支援や、いじめを行った生徒への指導および保護者に対する助言を行う。また、事実確認により判明した、いじめ事案に関する情報を適切に提供する。

5 校内体制について

- ・校内に「いじめ防止対策委員会」を設置する。委員の構成は、校長、統括事務長、教頭、主幹教諭、指導教諭、生徒指導主事、教育相談担当、該当担任、該当学年主任とする。委員は校内の委員に加えて、スクールカウンセラー、PTA会長、コミュニティ・スクール運営協議会代表1名を加える。
- ・役割として、本校におけるいじめ防止等の取組に関することや、相談内容の把握、生徒、保護者へのいじめ防止の啓発等に関することを行う。
- ・いじめの相談があった場合には、事実関係の把握、関係生徒・保護者への対応等について協議する。なお、いじめに関する相談については、生徒の個人情報の取り扱いを考慮しながら、本校の教職員が共有するようにする。
- ・学校評価においては、評価項目の中に「いじめ問題への対応」という項目を起こし、その結果を公表し、次年度の取組への改善に生かす。

6 関係機関との連携について

- ・いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときは、所轄警察署と連携して対応する。
- ・地域全体で、「いじめは絶対に許されない」という認識を広めることが大切であるということから、PTAや地域の会合等で、いじめ問題など健全育成についての話し合いを持つことをお願いする。

7 重大事態への対応

生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合は、以下の対応を行う。

- ① 重大事態が発生した旨を、佐賀市教育委員会へ速やかに報告する。
- ② 教育委員会が重大事態の調査の主体を判断する。

ア 学校を調査主体とした場合

- ① 校長は、直ちに佐賀市教育委員会に報告する。
- ② 学校は、教育委員会の指導・支援のもと、学校に重大事態の調査組織（いじめ対策委員会を母体とする）を設置する。
- ③ 学校は、いじめ対策委員会で事実関係を明確にするための調査を実施する。
- ④ 学校は、被害生徒及びその保護者に対して、情報を適切に提供する。
- ⑤ 校長は、調査結果を教育委員会に報告する。
- ⑥ 学校は、調査結果を踏まえた必要な措置を行う。

イ 教育委員会が主体となる場合

- ① 学校は、教育委員会の指示のもと、資料の提出など調査に協力する。